

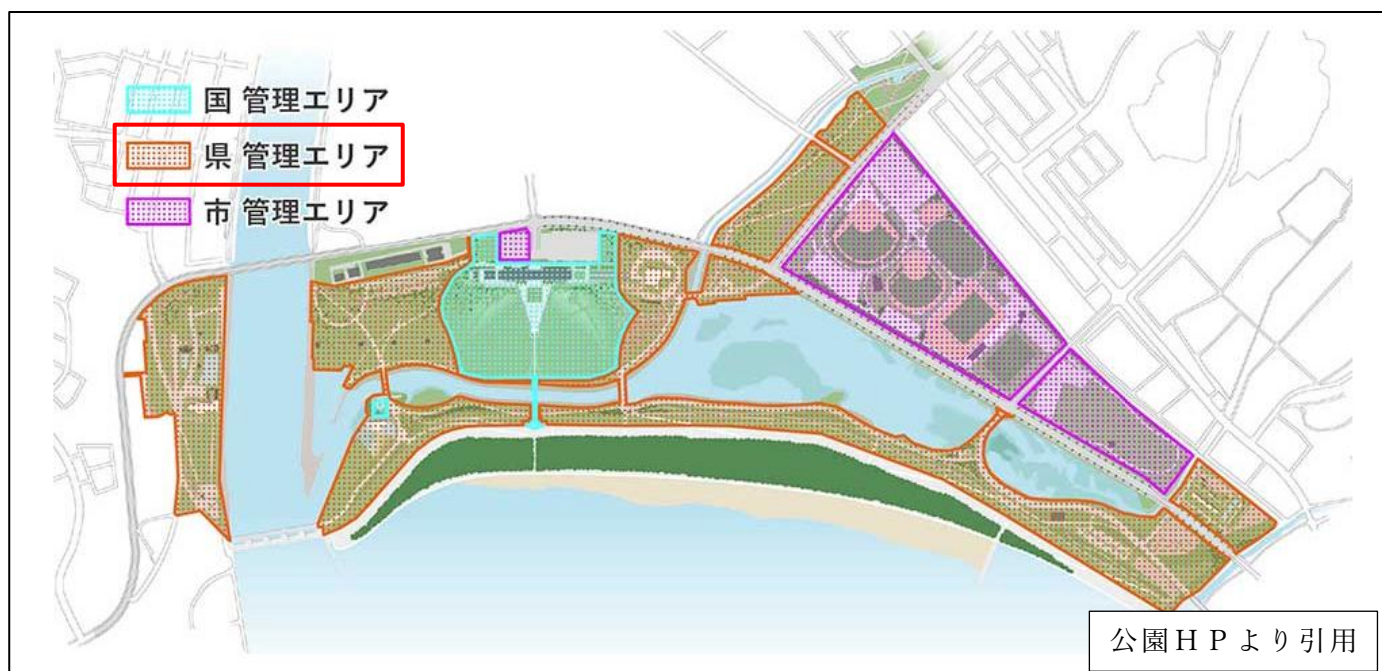
かわまちづくり
計画推進協議会資料
令和8年3月18日
岩手県県土整備部都市計画課

高田松原津波復興祈念公園（県管理区域）の利用について

1 要旨

本公園の**県管理区域**にて、利用にあたり許可していることと禁止していることを説明するもの。
管理エリアは以下の図のとおり。

管理エリア図



2 内容

(1) 許可していること（申請不要）

- ・ 散歩及びランニング
- ・ 踊り（周囲の迷惑になる騒音等は禁止）
- ・ 野鳥及び植物観察
- ・ 飲食（ゴミはお持ち帰りください）
- ・ ゴミ拾い
- ・ キャッチボール等球技（周囲の人に危害を及ぼしたり、公園を改変したりすることは禁止）
- ・ 執筆や絵を描くこと
- ・ 紙芝居等の文化活動（他の人が不快になる表現にならないもの）
- ・ 個人利用の写真・動画撮影（収益を出さないもの）
- ・ 自転車の乗入れ（一部区域）

⇒現状の通行可否区間は別紙添付図のとおり。

次頁に続きます

2 内容（の続き）

(2) 許可していること（要申請）

- ・ 営利目的の活動
- ・ 募金活動
- ・ 写真、動画撮影（収益を出すもの）、ドローンの使用
- ・ 公園内の一部借用（災害等には十分に注意すること）
- ・ 物品の販売、頒布
- ・ 公園内の植物のお世話
- ・ 施設の設置
- ・ 花火大会
- ・ 植物、動物、地質の調査
- ・ 河川工事や道路工事
- ・ 釣り（漁場を管理する気仙川漁協への相談が必要。）

(3) 許可していないこと（禁止事項）

- ・ 公園施設を損傷、又は汚損すること。
- ・ 樹木を伐採、又は草花を採取すること
- ・ 動物を捕獲、又は殺傷すること
- ・ 張り紙、その他広告物を表示すること
- ・ 地面を掘削及び土砂を盛ること
- ・ 「立入禁止」明示箇所や柵で囲んでいる場所への進入
- ・ 他のお客様の迷惑となること
- ・ 自動車やオートバイの乗り入れ
- ・ スケートボード、ローラースケート、キックボード等の使用
- ・ たき火や花火、ガスコンロなど火の使用
- ・ 喫煙（道の駅前の喫煙場所での喫煙は可能）
- ・ 公園基本計画に反すること

3 最後に

今回説明した内容については、都市公園法及び施行令と県立都市公園条例及び施行規則等によるものです。

実施する予定の行為の可否が判断できない場合は県関係機関に御相談ください。

自転車通行可否（現在の運営状況）

